

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012, 02

## 【建設】【運送】【産廃】【風営】～法令遵守のそのつぎは～!

### 建設業★ 法令遵守は当然!、建設業界に次にもとめられているものは?!

#### 地域維持型建設共同体(地域JV)が重要視されています

東日本大震災を受けて、地域維持事業の重要性をますます感じるようになりましたね。やはり災害応急対応、除雪、道路・河川の維持管理には**地域の建設会社が重要**です。

平成23年度4月より経営規模等評価申請において、防災協定が加点対象となりました。これは災害応急対応をする企業を評価するということでしょう。同じく建設機械の保有も加点対象となりましたが、これもまた、道路・河川の維持管理に関していざという時、早急に対応できるかどうかを重要視したのでしょうか。また入札についても災害復旧の協定を結んでいるかどうかポイントとなるようです。地域維持事業を活性化させるため、そして促進させるための施策ですね。

**課題** 地域社会の維持として、災害対応・除雪・維持管理等を担える企業が不足  
**対策** 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式の導入  
包括発注(一括契約、複数年契約等)や地域建設企業の共同体による受注



#### 国土交通省による地域維持型建設共同企業体(地域JV)の運用準則

対象工事 : 道路の維持管理 河川の維持管理 除雪 パトロール 災害応急対応など

構成員の資格 : ①登録部門の許可業種の営業年数が数年あること

②登録部門について元請として一定の実績があること

③監理技術者、主任技術者となることができる国家資格保持者の存在

④地域の地形・地質に精通し、迅速・確実に現場に到達できること

混合入札 : 担い手育成の観点から地域JVと単体企業・経常JVが同じ土俵で競争する

構成員数 : 当面、2~10社程度とした

登録 : 単体とJVの同時登録が可能

(複数の地域JVの同時結成・登録は不可…しかし経常JV・特定JVとの同時結成・登録は可能)

**特定JV** : 工事ごとに結成し、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力を集結して安定的施工を確保する

**経常JV** : 継続的に結成し、中小・中堅建設企業が継続的な協力関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する

**地域JV** : 継続的に結成し、地域の維持管理に不可欠な業務につき、継続的な協力関係を確保することによりその実施体制を安定確保する

## 一級土木施工管理技士が急減

「一級土木施工管理技士」の資格取得者がここ5年の間で目立って減ってきています。

11年度の実地試験の受験者が2万6617人で合格者は5544人。

受験者数がピークの1989年は受験者数が約4万9000人、合格者は約3万8000人。

受験者はほぼ半減、合格者は7分の1にまで減少。

つまりは、受験者も減れば、合格率は77%から20%まで落ち込んだ！

受験資格に“実務経験”があり、ある高速道路関係企業では、この実務経験がない者が偽って受験・合格し問題になりました。また、何とか受験にこぎつけてもなかなか合格できない、難易度の高い資格になりました。



なお、同じ1級施工管理技術者でも建築や電気の分野では合格者数が大きく減っている訳ではありません。

11年度は東日本大震災の発生時期と受験申請用紙の配布時期が重なり、受験できなかった人がいるものの、**原因は国内の公共工事が減っていること、新たに土木業界に入る若者が年々減ってきている**ことなどがあげられます。

一級土木施工管理技士の**資格保有者は60歳前後の人が多く、今後現役の資格保有者が激減**することは目に見えています。

一方、**高度経済成長期に大量に造られた道路などの土木インフラがこれから更新需要のピーク**を迎えます。技術者不足でインフラの更新工事が円滑に進まないといった事態にもなりかねません。

牟田追記

本当に大変な問題なんです。

建設業も運送業も高齢化しています。若手に技術継承してもらうためにも・・・福利厚生、社会保険くらいはきちんと・・・というものの、数次の下請け構造となっている現状では、そう簡単に解決できそうにありません。

スカイツリーのような素晴らしい建築技術を継承していくにためにも、何か良い手立てはないのでしょうか。



## 建設業県知事許可業者名簿 ネットで公開 1月26日より～

愛知県知事許可を受けている建設業許可業者について、ネット「愛知県 建設業者名簿」で確認できるようになりました。許可番号、許可年月日、商号・名称、住所、許可業種(一般・特定)等が公開されています。

取引先がどのような許可(業種、特定・一般)をもっているのか、心配な時はいつでも確認できるようになりました。

大いに利用したいですね。

なお、半期に一度の更新作業だそうですから、実際の情報と公開された情報との間に一部時差もあります。



## ★運送業★ 監査について

国土交通省は必要だと認めた場合に事務所に立ち入り業務や経理の状況や施設、帳簿などの検査をすることができます。これを監査といいます。

**監査は原則無通告！** ある日突然に大勢でやって来て

「中部運輸局、監査です。これと、それと、それからあれも…見せてください。」  
とチェックが始まるわけです。



### どんな場合に監査が行われるのでしょうか？

監査が実施されるのにはきっかけとなる事実があります。

具体的には、死亡事故等の交通事故、飲酒運転や著しいスピード違反等による公安（警察）からの通報及び利用者等からの苦情等、労働条件について労働基準監督署からの通報、過去の監査・行政処分等の状況、新聞等のマスコミ情報などにより情報が伝わり、監査が実施されることとなります。

その他に、トラック協会が行っている巡回指導を拒否した事業者または調査報告により著しい違法性があると認められる事業者も監査の対象となります。

支局の監査担当は、トラ協の改善項目の一部だけを改善したり、改善はしてあるが報告を怠っている業者さんが結構あるとのこと。放っておくと監査の対象となります！

### 監査で違反が見つかったら？

監査で違反が見つかったら行政処分が行われます。

行政処分には大まかに言うと4種類あります。

- ① 許可の取り消し
- ② 事業停止
- ③ 車両の使用停止（ナンバープレートの領置）
- ④ 文書警告

事業停止・・・営業所すべての機能の停止

車両の使用停止・・・営業所に配置されている車両の1部の使用停止

車両の使用停止処分は日車で実施されます（1日車＝1両の自動車の1日使用停止）



事故を起こさないというのが一番ですが、起きてしまった場合は、監査が実施されることを頭に置いておきましょう。監査が来るまでに帳票類のチェックなどの対策をうちましょう。

16日のセミナーで監査対策の極意を伝授いたします！

社長！ 担当者様！ もしもの時に備えましょう！



牟田追記

監査が実施され違反がないなんて考えられません！ 問題は違反の程度ですね。

**～2月16日に監査対策のセミナーを開催します**

**詳しくはセミナーにて～**

**場所：名古屋都市センター 時間：15：30～**

## ★産業廃棄物★

## 改正法運用上の問題点



1月6日に開催された県・市行政と愛産協との懇談会の報告記事に改正法運用上の問題点が掲載されていました。

愛知県からは、「優良事業者認定制度について、施行から1年たっていない現段階で61件。収集運搬業で47件、処分業で14件であり、今後、許可更新のタイミングで、認定の申請を期待している。**愛産協の会員企業700社**すべてが優良認定受けられるようお願いしたい。」とありましたが、優良事業者認定制度は、インターネットにて規定する公表事項の情報を公表・更新していなければいけなく、また、ISO10041又はエコアクション21の認定を受けていること、電子マニフェストの加入・使用が必須であることなど、大半の事業者さんにとってかなり重荷になってくる制度だと思います。

名古屋市、岡崎市からは、「収集運搬業許可申請の手数料の歳入が大幅に減り、人員削減が危惧される。」また豊田市は、「合理化の関係で指導権限が県と市の両方にあり、両方で指導していく中での連携、打合せなどで効率的ではないところが出てきている。」など、行政には行政なりの悩みがあるようです。しかし、この合理化は「**やっと**」という思いもあります。許可事業者さんの負担軽減にもなり、収集運搬業の許可取得を考えられている事業者さんの足を軽くした法改正だったと常々思っています。 清水沙織

名古屋市、岡崎市からは、「収集運搬業許可申請の手数料の歳入が大幅に減り、人員削減が危惧される。」また豊田市は、「合理化の関係で指導権限が県と市の両方にあり、両方で指導していく中での連携、打合せなどで効率的ではないところが出てきている。」など、行政には行政なりの悩みがあるようです。しかし、この合理化は「**やっと**」という思いもあります。許可事業者さんの負担軽減にもなり、収集運搬業の許可取得を考えられている事業者さんの足を軽くした法改正だったと常々思っています。 清水沙織



**牟田追記：優良事業者認定制度 増えるのは手間ばかり？ では困ります。 もっとメリットが増えるといいですよ。**

## 産廃多量排出事業者の義務



処理計画の提出と実施状況の報告義務は平成12年の法改正により制定されていますが、昨年の法改正により、処理計画の提出をしなかった多量排出事業者を**20万以下の過料（金銭罰）**とした他、統一的な様式を定めたほか、都道府県知事によるインターネットにて公表することになりました。**多量排出事業者の定義**

前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t以上又は、特別管理産業廃棄物発生量50 t以上の事業者。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者）は含みません。

製造業等の場合、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告を作成することを基本とし、多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断されます。

建設業等の場合、区域内（都道府県知事及び政令市長の管轄区域）の作業場（現場）統括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とし、多量排出事業者に該当するかどうかは区域内の作業場（現場）を合わせて判断されます。

処理計画の提出期限は当該年度の6月30日です。

